

第1号

2020年6月発行

JAICAF Newsletter

目次

JAICAF 事業のご紹介.....	1
JICA ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト.....	1
刊行物のご案内.....	4
『ミャンマーの農林業』.....	4
世界の食料・農業情報.....	4
ウルグアイ・ラウンド合意以降の農産物輸入動向.....	4
FAO ニュース.....	9
FAO、世界の森林の現状に関する報告書を発表.....	9
新型コロナウイルスが世界の農業と食料安全保障に及ぼす影響.....	10
FAO、最新の『世界漁業・養殖業白書』を発表.....	12

発行:

公益社団法人
国際農林業協働協会 (JAICAF)

〒107-0052
東京都港区赤坂 8-10-39
赤坂 KSA ビル 3F

TEL 03-5772-7880
FAX 03-5772-7680
<https://www.jaicaf.or.jp>

発行日: 2020年6月30日

本紙は JAICAF のウェブサイトにて全文を掲載するほか、会員あてに印刷物をお届けいたします。入会をご希望の方は上記にお問い合わせください。



圃場研修の様子。皆で並んで土寄せ。

JAICAF 事業のご紹介

JICA ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト

(Projet de renforcement de la production du sésame)

2014年10月～2021年3月(5年6ヵ月)

西アフリカのブルキナファソでゴマの生産支援プロジェクトを2014年10月から実施しています。ゴマはブルキナファソではマイナーな作物でしたが、2010年ごろから輸出用作物として生産量が増加し、国の戦略文書(SCADD 2011-15)でも優先作物として位置づけられました。実は日本にとってもブルキナファソのゴマは身近な存在で、2018年のゴマの輸入量の23%をブルキナファソが占めています。ナイジェリアに次いで第2位の輸入先であり、ゴマの99%を輸入に頼る日本にとって大きな存在と言えます。しかし、日本輸入時に残留農薬の基準値違反が相次ぎ、品質の向上が一つの課題でした。



ブルキナファソの位置
出典:JICA



プロジェクト対象地域

出典:Map-Wikipedia (https://fr.wikipedia.org/wiki/Burkina_Faso)
<http://www.weatherbase.com/weather/city.php3?c=BF&name=Burkina+Faso>,
http://www2m.biglobe.ne.jp/ZenTech/world/kion/Burkina_Faso/Dedougou.htm



ゴマの花

プロジェクト目標を「対象地域のゴマ生産農家の生産性と収入が改善される」とし、農業水利省をカウンターパートとして、2014年に栽培分野の専門家が先行して派遣される形で活動が開始しました。2016年に普及研修やマーケティング関連の専門家が投入され本格的な活動が始まりました。

栽培普及研修は Hauts-Bassins (オー・バッサン) 州、Boucle du Mouhoun (ブクル・ドゥ・ムーン) 州の西部 2 州を対象に実施されています。この 2 州は国内でもゴマ生産量が多く、気候条件もゴマ栽培に適していますが、単収の向上に改善の余地がありました。

まず、ゴマ栽培状況を把握するために対象 2 州でベースライン調査が実施されました。普及員への聞き取りを基にした国家統計では、ブルキナファソ全体のゴマの単収は約 600 kg/ha でした。しかし対象地域のゴマ農家への聞き取り調査と、圃場での刈取り試験の結果は約 250 kg/ha と約 2.4 倍の開きがありました。ベースライン数値の合意には先方政府との長期間の協議が必要でしたが、最終的には「対象地域の単収を 20% 向上する」という指標で合意しました。

栽培分野ではブルキナファソの気候に適し、かつ輸出先の嗜好にあった品種の選定と栽培試験が実施されました。ブルキナファソでの栽培試験、農家選抜、日本での食味試験等の結果、白ゴマ 2 品種、黒ゴマ 1 品種の計 3 品種が選定され、2017 年 2 月に国家種子サービス (SNS) に品種登録申請が提出され、その後品種登録されました。



収穫後ロスが少ない
乾燥方法の実習

普及研修分野では、ゴマ農家グループのリーダーを対象に Farmers Field School (FFS) および Farmers Business School (FBS) ファシリテーター研修が実施されています。FFS ではプロジェクトが準備した圃場で参加者が実際に作業をしながら、適切な播種、施肥、農薬散布、異品種除去、収穫、乾燥等について栽培ステージに合わせて学びます。FBS では栽培記録、農業資材や労働者のコスト、収穫量、販売額などの経営管理を学びます。農家リーダーは研修の各セッションで学んだことを地元を持ち帰り、グループごとに設置した圃場でグループメンバーに指導します。2016 年から 2019 年の 4 年間で 263 名の農家リーダーが研修を受講しました。プロジェクトの支援を受けない次年

次、次々年次も独自に FFS/FBS を継続するグループも一定数確認できました。FFS/FBS 方式はブルキナファソ経済省評価部から高評価を受け、2018 年にはプロジェクト圃場が農業大臣の視察対象地になりました。

研修の講師は各州の農業局の職員が担当しますが、日本人専門家の指導のもと、年々、指導スキルや指導教材のレベルが向上しています。熱意のある協力者に恵まれたことはプロジェクトにとって幸運でした。

2019 年上半期に実施したモニタリング調査では、対象者の 91.2%がゴマ生産により収入が向上したと回答しており、単収もおよそ 20%から 50%の増加が確認できました。増加した収入で新しいバイクを購入したり、家を新築する農家も散見されました。

プロジェクトでは FFS/FBS ファシリテーター研修の対象者に種子生産研修も実施しています。ブルキナファソでは種子生産は登録制で、政府指定の理論研修を受講したのちに登録料を払ってライセンスを獲得する必要があります。プロジェクトでは理論研修の提供と圃場での種子生産研修を実施しています。モニタリング調査では対象 97 グループ中 80 グループより認証種子生産登録が行われていました。

流通分野では残留農薬をはじめとした品質改善が急務でした。日本やヨーロッパでブルキナ産ゴマの品質基準値違反があっても、通達は関係省庁止まりで一般には公開されていませんでした。プロジェクトではゴマの輸入時違反情報を整理し、ブルキナ産ゴマの違反件数が他国産に比べて毎年件数が多いこと、農薬の基準値違反が 9 割を占める現状、同じ輸出業者が違反を繰り返していること等をセミナーや研修を通して、関係者(農業省、商業省、ゴマ輸出業者、農家等)に周知してきました。

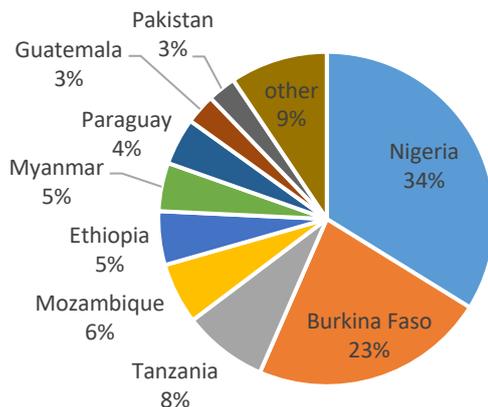
また、2014 年頃からブルキナファソ政府は独自にゴマの収穫後の取扱いルールを定める仕様書(Cahier des Charges)の策定を進めてきており、プロジェクトは仕様書のルールの周知を農家やゴマ中間業者に対して行いました。



生産者手帳の記入



圃場観察の結果を集計中



日本のゴマ輸入量 2018 年(t)

出典: Trademap, access: August 8, 2019 (120740 Sesamum seeds, whether or not broken)

プロジェクトは 2019 年 9 月で終了する予定でしたが、更なる裨益農家数の増加のために研修分野に限り 1 年半の延長がされました。しかし、2019 年には国内のテロ脅威の高まりから首都からの遠隔操作に切り替わり、2020 年にはコロナ対策から現地入りができなくなりました。早期の状況回復を願うばかりです。

(文責:大谷 華子)

刊行物のご案内

『ミャンマーの農林業』

開発途上国の農林水産業分野における概況を整理・分析し、わが国協力の役割と方向性を導き出す一助として発刊してきた国別研究シリーズ。今回は、アジア最後のフロンティアとして注目を浴びるミャンマーをとりあげました。

本書では、ミャンマーをより深く知るための基本情報から、農林水産業分野の現状や課題、今後の展望について紹介しています。なかでも、当協会が携わるコメ、ゴマについては充実した内容となっています。著者は、当協会会長松原英治をはじめとする同国での開発協力経験者です。

当該分野の調査入門書として、開発コンサルタントやミャンマーに関心を持つすべての方に広く役立つ一冊です。

ミャンマーの農林業

松原 英治(公益社団法人国際農林業協働協会 会長) [編著]

2020年3月、A5、223p

定価:1100円(本体1000円+税)

ISBN 978-4-908563-62-1



世界の食料・農業情報

ウルグアイ・ラウンド合意以降の農産物輸入動向

1. ウルグアイ・ラウンド合意以降の輸入制度

我が国においては、1955年のGATT(関税と貿易に関する一般協定)加盟以来、それまでの輸入数量割当による農産物輸入と国内農業生産との調整体制を順次関税のみの体制に変更し、また、累次の交渉によりその関税を引き下げるといった形で農産物の輸入自由化が進められ、ウルグアイ・ラウンドを迎えた段階で輸入数量割当制度が残っているのは、国家独占貿易品目である米麦、一部の乳製品のほか、落花生、こんにゃく芋、生糸、牛肉及びびかんきつ類のみとなっていました。さらに、牛肉及びびかんきつ類も、1988年の日米交渉で91年と92年には輸入自由化することが約束されていました。

1994年に合意されたウルグアイ・ラウンドでは、コメを除くすべての輸入数量割当制度は廃止し、関税制度に置き換えることを基本に、主要な品目に関して、次の通り合意され、95年度から実施に移されました。

① コメ

6年間関税化を猶予し、国家貿易のみで輸入する制度を維持する。ただし、国内消費量の4~8%分をミニマムアクセスとして輸入する。(我が国は、99年度から関税化に踏み切り、ミニマムアクセス数量を前年の枠である77万トンに固定することとなった。)

② 麦類

アクセス約束数量分は国家貿易で輸入する制度を維持する。その数量を超えた部分は



出典: www.photo-ac.com/

民間輸入が可能であるが、その関税は、二次税率(国家貿易の差額分を大きく上回る)となる。その二次関税率は、6年間で15%引き下げる。

③ 乳製品

一部品目(バター、脱脂粉乳等)のアクセス約束数量分は、国家貿易で輸入する制度を維持する。民間貿易分は関税割当制度とする。アクセス約束を超える部分は二次関税率を課する。その二次関税率は、6年間で15%引き下げる。

④ 落花生、こんにゃく芋

アクセス約束数量分を関税割当制度とし、それを越えた部分は、二次関税率を課する。その二次関税率は、6年間で15%引き下げる。

⑤ 豚肉

国内価格安定制度とリンクした差額関税制度を維持する。ただし、基準輸入価格を6年間で15%引き下げる。また、基準価格を超えたものに課する関税を5%から2000年に4.3%に引き下げる。ただし、一定量の輸入急増に対して緊急関税を賦課する。

⑥ 牛肉

91年の関税化措置に関し、関税率を2000年までに38.5%に引き下げる。ただし、一定量の輸入急増に対して緊急関税を賦課する。

表1 ウルグアイ・ラウンド合意実施前後の主要農産物需給(単位:千トン)

年 度		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	
コ	消費	10,484	10,513	10,502	10,476	10,022	10,485	10,189	10,107	9,908	9,905	9,790	
	メ	供給:国産	10,499	9,604	10,573	7,834	11,981	10,748	10,344	10,025	8,960	9,175	9,490
		:輸入	50	57	92	1,049	1,835	495	634	634	749	806	879
小	消費	6,270	6,340	6,274	6,344	6,415	6,355	6,401	6,290	6,224	6,282	6,311	
	麦	供給:国産	952	759	759	638	565	444	478	573	570	583	688
		:輸入	5,307	5,413	5,650	5,607	6,044	5,750	5,907	5,993	5,674	5,613	5,688
大	消費	2,590	2,707	2,734	2,751	2,807	2,724	2,696	2,688	2,672	2,745	2,606	
	麦	供給:国産	323	269	274	271	213	205	216	177	133	185	192
		:輸入	2,211	2,478	2,550	2,369	2,612	2,627	2,447	2,346	2,584	2,474	2,438
牛	消費	1,095	1,127	1,215	1,354	1,454	1,527	1,415	1,472	1,502	1,507	1,554	
	肉	供給:国産	555	581	596	595	605	591	547	529	531	545	521
		:輸入	549	467	605	810	834	941	873	941	974	975	1,055
豚	消費	2,066	2,083	2,092	2,082	2,103	2,095	2,133	2,083	2,140	2,189	2,186	
	肉	供給:国産	1,536	1,465	1,432	1,438	1,377	1,299	1,264	1,288	1,292	1,275	1,256
		:輸入	488	631	667	650	724	772	964	755	803	963	952
牛乳:	消費	10,582	10,820	10,695	10,738	11,591	11,809	12,073	12,105	12,019	12,128	12,309	
	乳製	供給:国産	8,203	8,343	8,617	8,550	8,388	8,469	8,659	8,630	8,549	8,514	8,414
		:輸入	2,237	2,676	2,444	2,436	2,841	3,293	3,418	3,498	3,507	3,681	3,952

出典:農林水産省食料需給表

注1 乳製品は生乳換算

注2 一部輸出があり、在庫の出し入れがあるため、国産と輸入による供給は、当該年度の消費量と一致しない。

ウルグアイ・ラウンド合意以降、我が国は、順次シンガポール等と個別のFTA(自由貿易協定)を結んで行きますが、これら主要農産物に関しては、すべて例外扱いとしてきました。しかし、2015年に大筋合意されたTPPに関しては、米国、豪州、ニュージーランド等の農産物主要輸出国を含むことから、交渉対象外とすることが難しく、次のような取扱いとなりました。ただ、米国がトランプ大統領の意向で脱退することとなり、11カ国によるTPP11協定として2018年12月に発効しましたが、対米約束は、別途日米間で同様の内容で2019年9月に合意された日米貿易協定により、2020年1月から1年遅れで実施されることとなりました。

① コメ

国家貿易制度は維持するとともに、枠外税率もkg当たり341円を維持する。ただし、既存のWTOミニマムアクセス約束数量(77万トン)の他に、米国、豪州に売買同時決定方式(SBS)による特別枠を設ける。その数量は、当初3年はそれぞれ5万トン、0.6万トンを維持し、13年目以降は7万トン、0.84万トンとなるよう増枠して行くとの合意であった。ただし、上記の通り米国はTPPから脱退し日米貿易協定が締結されたが、コメに関してはこの協定から除外され、対米国枠の設定は見送られた。

② 麦類

国家貿易制度は維持するとともに、枠外税率もkg当たり小麦55円、大麦39円を維持する。ただし、既存のWTOミニマムアクセス約束数量に加え、小麦については米国、カナダ、豪州に国別枠として3カ国計で当初19.2万トン、7年目以降に25.3万トンとなるよう、大麦についてはTPP加盟国全体枠として当初2.5万トン、9年目に6.5万トンとなるようSBSによる特別枠を設ける。国家貿易の輸入差益額を9年目までに45%削減する。

③ 豚肉

差額関税制度を維持するとともに、同制度発動の分岐点価格は、kg当たり524円を維持する。10年目までに従価税(4.3%)を撤廃して、重量税kg当たり50円とする。ただし、輸入急増時の緊急関税制度を維持する。

④ 牛肉

関税率を38.5%から16年目に9%とする。ただし、輸入急増時の緊急関税制度を維持する。

⑤ 乳製品

脱脂粉乳、バターについては、国家貿易制度を維持するとともに、それ以外の民間輸入については二次税率の関税を課し、その税率は現行のままとする。また、国家貿易について、TPP加盟国枠を設ける。その枠は、脱脂粉乳、バターともそれぞれ当初3,188トン、6年目以降3,711トン(正式には生乳換算表示)となるよう増量する。チーズについては、一部の品目を除き原則として10年目までに関税を撤廃するよう順次引き下げるとともに、プロセスチーズについては国別、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付きの無税枠を設ける。

表2 TPP協定実行時の主要農産物需給(単位:千トン)

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	
コ	消費	8,839	8,600	8,644	8,614	8,446
メ	供給:国産	8,628	8,429	8,550	8,324	8,208
	:輸入	858	834	911	888	788
小	消費	6,579	6,583	6,621	6,577	6,510
麦	供給:国産	852	1,004	791	907	765
	:輸入	6,016	5,660	5,624	5,939	5,638
大	消費	1,935	1,925	1,962	1,952	1,937
麦	供給:国産	155	166	160	172	161
	:輸入	1,812	1,743	1,812	1,777	1,790
牛	消費	1,209	1,185	1,231	1,291	1,335
肉	供給:国産	502	475	463	471	476
	:輸入	738	696	752	817	886
豚	消費	2,441	2,502	2,552	2,621	2,645
肉	供給:国産	1,250	1,268	1,277	1,272	1,282
	:輸入	1,216	1,223	1,290	1,357	1,345
牛乳	消費	11,694	11,891	11,900	12,166	12,425
乳製	供給:国産	7,331	7,407	7,342	7,291	7,282
品	:輸入	4,425	4,634	4,554	5,000	5,164

出典:農林水産省食料需給表

注:表1と同じ

次に、EUとも経済連携協定(EPA)を締結し、18年から実行に移されましたが、農産物に関して、基本的にTPPを超えるものとはなっていません。また、現在、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の協議が進められていますが、これも、TPPを超えるものにはならないと予想されており、農産物の我が国の輸入制度は、ほぼ安定期に入ったと思われれます。

2. 農産物輸入動向と国内生産への影響

このように、我が国が関与した貿易協定で、議論の中心となった我が国の輸入農産物は、コメ、麦類、牛肉、豚肉及び乳製品でした。これらの品目の輸入と国内生産が、どのように影響を受けたかを見てみましょう。

コメの輸入は、1993年の不作でタイ等から大量に輸入することとなったものを除けば、1994年まではごく一部の加工用米以外はほとんどありませんでした。しかし、ウルグアイ・ラウンド合意を受けて、いわゆるミニマムアクセス保証で、1995年に43万トンの輸入枠を設定し、その後順次拡大し、枠拡大合意の最終年の2000年には、77万トンの輸入となりました。これらは、政府備蓄米として輸入し、また、備蓄目的終了後は、食糧援助米として再輸出され、または主として飼料用、加工用として処分され、国内のコメの生産に直接影響することはほとんどなかったと思われれます。しかしながら、コメの国内主食消費は一貫して減少傾向を続け、これと軌を一にするように国内生産は減少を続けています。コメに関しては、いずれの貿易協定においても、国の独占貿易体制が維持されることになっており、ミニマムアクセスによる輸入は続いて行きますが、国内生産とかかわりなく処分できる目途もついており、十分調整がとられていくこととなると思われれます。また、TPP協定等による米、豪からの国の瞬間タッチ方式(SBS)による輸入枠については、すでにWTO協定のミニマムアクセス枠の一部で実施した経験があり、当該数量は輸入義務ではなく、個別の需要に合わせた輸入となるため、特別の業務用に限定されることとなるとみられます。このTPP枠(豪のみ)の輸入は、まだ2年分しかありませんが、2018年度1,120トン、19年度3,459トン(いずれも契約数量)となっています。

麦類については、1994年の国内自給率は、小麦9%、大麦8%で、太宗は輸入となっています。このほとんどが国家貿易によるもので、その数量は、毎年の国内の需要および生産の動向を見て調整されることとなります。また、国内の販売価格も、需給事情を見て国が決定することとなります。さらに、輸入価格との差額収入はマークアップと称され、その徴収は各種の貿易協定の中で認められており、国内の麦価と調整されます。麦類の輸入は、国の独占ではなく民間も輸入できますが、その際は、マークアップを相当超える二次関税が課せられるため、特殊な用途向けの少量のものに限られることとなります。しかし、TPP協定では、SBSによって二次関税率以下の賦課で輸入が可能な制度があり、この輸入は、2018年度がカナダ産小麦1万3,324トン、豪州産小麦1万2,667トン、豪州産大麦8,300トンであり、2019年度が豪州産大麦2万3,750トン(いずれも契約数量)となっています。日米貿易協定に基づくものは、2019年度が小麦3万トン(契約数量)となっています。このSBSも、国が関与しており、その約束数量は国家貿易に比して少量であり、十分国家貿易分との関係で調整が可能となっています。

牛肉の輸入は、日米合意で1991年から関税化され、大きく伸びている。ウルグアイ・ラウンド協定、TPP協定で順次関税が引き下げられていますが、輸入が急増しているという状況にはなく、これらによる緊急関税の発動も見られていません(ただし1983年の日米合意による緊急関税の発動はある)。また、牛肉は、1988年の関税化決定以降、小

売段階で、和牛肉、国産牛肉、輸入肉の表示による価格差での棲み分けが行われており、国内生産への直接の影響は少ないと思われます。なお、牛肉価格の低下の影響は、肥育素牛である子牛価格にしわ寄せされる傾向にあるので、子牛の価格安定制度が設けられています。このようなこともあって、国内の牛肉生産の減少は、輸入のためということではなく国内での生産構造の変化に伴うものであって、輸入は主として国内需要の増大に対応したものであると思われます。

豚肉については、近年は、輸入飼料による多頭飼育が進んでおり、輸入肉と価格面で直接競合しますが、国内の価格基準とリンクした差額関税制度がすべての貿易協定で認められています。しかしながら、国内での飼育環境が厳しくなり、国内生産は漸減傾向となっています。これを補完し、かつ、国内需要の増大に対応して輸入が増大しているものの漸増であり、ウルグアイ・ラウンド協定や TPP 協定で合意された輸入急増時の緊急関税の発動も見られていません。

乳製品については、生乳がまず飲用に向けられ、余乳が加工用に向けられることとなりますが、特に冬季の余乳の需給調整として脱脂粉乳とバターに加工することとなります。夏季の飲用乳不足時には、それらに水分を足し、調整乳として飲用に向けることができますが、我が国では、消費者に受け入れられず、脱脂粉乳とバターとして出荷されています。これらは、貯蔵、輸送が容易であるため、輸入品と直接競合することとなります。この調整のために、この2品目は、国家貿易品目となっており、ウルグアイ・ラウンド協定、TPP 協定ともにこの制度が承認されています。他方、二次関税率を払って、民間が輸入することが可能であるが、この税率が非常に高く設けられているため、これによる輸入はほとんどないと思われます。別途、SBS により二次関税率より低い賦課で輸入できる制度を設けていますが、この数量も限定されており、国家貿易分の数量調節で、国内需給が調整されています。

また、加工乳の脱脂粉乳、バター以外の主要仕向け先はチーズの製造ですが、我が国のチーズ消費はプロセスチーズ(ナチュラルチーズと異なり加熱により発酵を止めて成型する)が太宗であり、これの原料用のチーズ輸入には国産原料併用条件の関税割当制度が活用されています。その他、近年ナチュラルチーズの需要が急増していますが、独特の嗜好があって我が国では特産的な生産に限られているため主として輸入に頼っており、この輸入が急増しています。

このような制度により、脱脂粉乳とバターの輸入は、年または時季により変動があり、チーズ向けの国内生乳生産にも調整措置が取られているため、ナチュラルチーズの輸入急増はありますが、ウルグアイ・ラウンド協定、TPP 協定とも我が国の生乳生産に大きな影響を与えているという状況ではないと思われます。むしろ、我が国の酪農は、酪農家の減少という傾向の中で、規模を拡大して行くという構造改善を進めていると思われます。

表 3 乳製品の輸入 (単位:千トン)

年	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
脱脂粉乳	80	103	52	34	53	53	34	59	52	48
バター	7	2	0	6	3	16	13	8	16	25
チーズ	109	157	205	212	199	249	258	273	286	303

出典:財務省貿易統計

注:脱脂粉乳(税番:040210, 040221, 040229) バター(0405) チーズ(0406)

以上のように、ウルグアイ・ラウンド協定、TPP 協定をはじめとした近時の国際貿易協定は、我が国の農業生産体制に影響を与えないように種々の仕組みを採り、かつ、関税引下げや輸入数量枠拡大も漸進的に進めてきたこともあり、我が国農業に大きな調整を迫ることはなかったと思われます。いわば、輸入と国内生産の調整がソフトランディングの形で行われてきたと言えるでしょう。

(文責:藤岡 典夫)

FAO ニュース

FAO、世界の森林の現状に関する報告書を発表

国連食糧農業機関(FAO)は5月に、世界の森林の現状に関する2種の報告書を発表しました。それぞれの概要を紹介します。

世界森林資源評価 2020 年報告:概要版

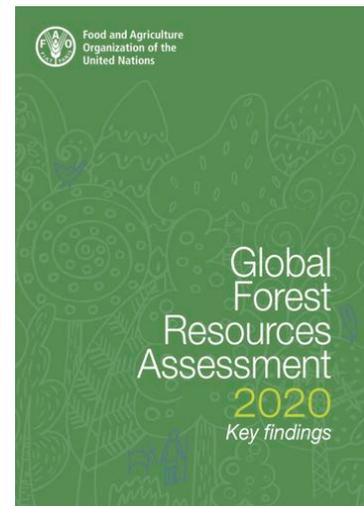
FAO が5月7日に発表した“Global Forest Resources Assessment 2020: Key Findings”はFAO が5年おきに発表する『世界森林資源評価(FRA)』の概要版で、全文版は7月上旬公開予定となっています。本概要によると、2020年の世界の森林面積の最新値は40億6,000万ha(1人当たり0.52ha)で、2010年以降、年間470万haが純減しています。また、2015年以降、毎年1,000万haが他の利用目的に転換されています。

森林は世界の陸地面積の3分の1を占め、膨大な量の物資やサービス、美しい景観がもたらす快適さを提供するとともに、何百万もの人々の生計を支えています。持続可能な開発目標(SDGs)の目標15では、陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の促進を通じて「陸の豊かさを守る」ことを目指しています。FRAは、森林面積の割合の推移や森林の持続的管理の進捗に関する信頼性の高いデータを収集・報告するという点で、SDG15の「管財人」であるFAOの重要な活動項目のひとつとなっています。今日、世界の森林の約半分に当たる20億5,000万haが、管理計画の対象となっています。

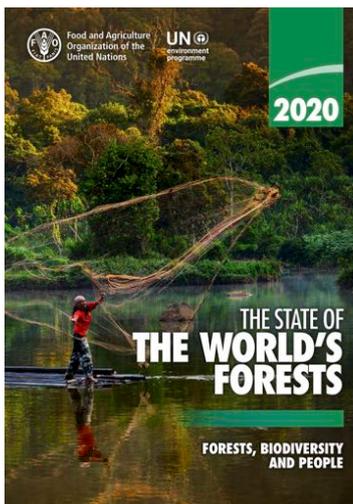
今回の調査では、保護林の面積が1990年から1億9,100万ha増加しており、森林全体の18%が保護区域に指定されているという前向きな傾向も明らかになりました。このことは、2020年までに全陸地面積の17%を保護地域とすることを目指す「愛知目標」が達成されたことを意味します。

このほか、本調査で明らかになった点は下記のとおりです。

- 世界の森林は、1990年以降、1億7,800万ha減少しています。
- 過去10年間の森林面積の傾向を地域別に見ると、アジア、オセアニア、ヨーロッパでは増加している一方、アフリカと南米では減少しています。
- 原生林の面積は11億1,000万haです。
- 森林の約30%は、主に木材生産と非木材林産物に利用されています。
- 水土保持を主目的として指定されている森林は増加傾向にあります。
- 大部分の森林(93%)は自然再生林で、残りが植林地です。



世界森林白書 2020 年報告



FAO は「国際生物多様性の日」に当たる 5 月 22 日に、国連環境計画 (UNEP) との共同で、“The State of the World’s Forests (世界森林白書: SOFO)” を発表しました。本報告書は FAO が隔年で発表するもので、本年版は、世界の生物多様性の保全が、私たちと森林との関わり合いやその利用方法に大きく左右されることを示しています。

新型コロナウイルスの危機は、人々の健康と生態系の健全性がつながっているとの認識を高め、自然環境の保全と持続的利用の重要性を浮き彫りにしています。森林には地球上の生態系の大部分が生息しているため、森林を保全することがこの課題に対処する鍵となります。報告書によると、森林には 6 万種の樹木が生育し、両生類の 80%、鳥類の 75%、哺乳類の 68% が生息しています。一方で、先に発表された『世界森林資源評価』でも明らかとなったように、森林減少率は低下傾向にあるとはいえ、毎年 1,000 万 ha もの森林が農業やその他の土地利用への転換によって失われています。

報告書には、アンデス北部やコンゴ盆地といった豊かな動植物の残る地域や、森林が失われた地域を示した世界地図も収録され、森林の生物多様性の全体像を提示しています。

FAO と UNEP は 2021 年から「国連生態系回復の 10 年」を主導する役割を担っています。両機関の代表は、生態系の劣化・破壊の回復、気候変動への対処および生物多様性の保護に向けたコミットメントを表明し、「森林減少と生物多様性喪失に歯止めをかけるためには、食料の生産・消費の方法を根本的に転換させるとともに、森林回復の取り組みを通じてこれまでのダメージを修復する必要がある」と述べています。

森林はまた、8,600 万以上のグリーン・ジョブ (環境面で持続可能な雇用) を提供しているほか、極度の貧困状態にある人々の 90% 以上が、食料や燃料、または生計の一部を森林に頼っています。ラテンアメリカ地域だけでも、そうした人々の数は 800 万人にのぼります。

<参考ウェブサイト>

Forest loss slows globally as sustainable management grows (FAO, 5/7)

<http://www.fao.org/news/story/en/item/1273924/>

世界で進む森林減少 生物多様性の保全に緊急の行動を (FAO 駐日連絡事務所、5/22)

<http://www.fao.org/japan/news/detail/jp/c/1277180/>

新型コロナウイルスが世界の農業と食料安全保障に及ぼす影響

新型コロナウイルスが壊滅的な影響を及ぼしうる食料危機状況において、FAO は、飢餓撲滅と生計向上の取り組みをさらに拡大するため、3 億 5,000 万米ドルの緊急支援要請を行っています。新型コロナウイルスの全面的かつ長期的な食料安全保障への影響はまだ明らかではありませんが、すでに急性の飢餓に見舞われている国々では、所得の減少と食料価格の上昇に伴い、人々の食料へのアクセスがますます厳しくなっています。

一方、各国の生産者は、厳しい状況を打開するためさまざまな試みを行っています。2019 年に FAO の世界農業遺産に認定されたスペインの「オルタ・デ・バレンシアの歴史的灌漑システム」の地域の漁業者は、新型コロナウイルスの影響で、例年はこの時期に最

盛期となるウナギをホテルに出荷できなくなりました。生産者はその代わりに、地元住民からの需要に応え、ボラを中心とした地場の魚を週に一度、小型冷蔵庫を備えた電動自転車で人々に配達しています。また、屋外市場や直接販売が制限されているなか、長い歴史を持つバレンシアの市場では、生産者と消費者のギャップを埋めるため新しい技術基盤を迅速に構築し、生産物の販売や宅配の宣伝、旬の生産物のレシピの共有に加え、大型スーパーチェーンの輸入品との競争力を高める試みを行っています。

エルサルバドルの農家 Juan Carlos Rivera 氏は、これまでウサギとウズラの生産で生計を立てていましたが、新型コロナウイルスの影響で出荷先のレストランが休業となったため、生産者組合の仲間とともに、新たにトマトやトウガラシなどの野菜生産を始め、地元の人々に販売しています。彼は 2018 年に FAO の研修で野菜の栽培技術を学び、地元の生産者とともに組合を立ち上げました。コロナ危機はその矢先に起こった出来事でしたが、研修で学んだ知識が生かされました。

ボリビアでは、3 月下旬に外出禁止令が出されましたが、食料供給を担う生産者は、午前中のみ営業が許可されています。同国の農家 Simón Laura 氏は、生産した野菜の販売を宅配方式に切り替え、都市部を含む周辺地域の人々に新鮮な野菜を届けています。コロナ危機において、都市農業に従事する農家は、人口密集地に食料を供給し続ける不可欠な存在となっています。

一方、各国での移動制限を受けて FAO の活動も転換を余儀なくされています。南スーダンでは、これから始まる作物の作付けに向けて種子の配布が急がれる中、FAO は同国政府の許可を得て、種子を最も必要としている地域への輸送ルートを確認し、これまでに 4,000 トンの種子や農具の配布を実施しました。配布にあたっては、マスクや手袋の着用を含む感染予防措置を定めたガイドラインを作成したほか、配布場所を増やすことで参集人数を減らすよう努めています。

FAO はこのほか、新型コロナウイルスが食料の貿易やサプライチェーン、市場、人々の生活・栄養面に及ぼす影響を分析した政策ブリーフ (Policy Brief) を定期的に発行し、政策立案者に向けた提言を行っています (下記「参考ウェブサイト」参照)。

<参考ウェブサイト>

FAO は 3 億 5 000 万米ドルの支援要請 COVID-19 の影響下、飢餓回避への緊急対応 (FAO 駐日連絡事務所、5/18)

<http://www.fao.org/japan/news/detail/en/c/1276234/>

A community of farmers and fisherfolk, a community of heroes (FAO, 4/30)

<http://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1272559/>

Farmers in El Salvador adapt livelihoods to the new realities of COVID-19 (FAO, 5/11)

<http://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1273901/>

In times of COVID-19, Bolivian urban farmers rethink their ways of working (FAO, 4/5)

<http://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1272851/>

Race against time to plant in South Sudan (FAO, 4/24)

<http://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1271822/>

FAO Policy Briefs on COVID-19

<http://www.fao.org/2019-ncov/resources/policy-briefs-test/en/>



エルサルバドルの農家、Joan Carlos 氏とその家族
©Karla Velasquez

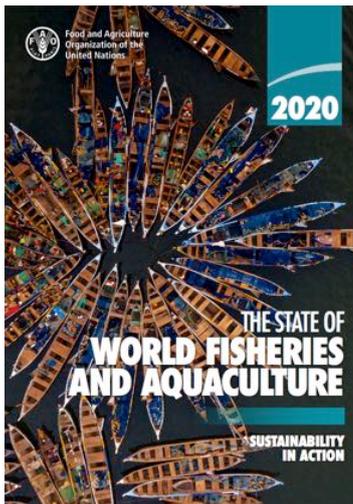


スーダンでの種子配布。配布所は全国で 55 か所に設けられている
©FAO/Mayak Akuot



新型コロナウイルスに関する FAO の政策ブリーフ ©FAO

FAO、最新の『世界漁業・養殖業白書』を発表



FAOが隔年で発表している“*The State of World’s Fisheries and Aquaculture*（世界漁業・養殖業白書: SOFIA）”の2020年版が6月8日に発表されました。報告書によると、世界の魚介類の1人当たり年間消費量は20.5kgと過去最高値に達し、今後10年間でさらに増加する見込みです。

2030年には、魚介類総生産量は2018年から15%増の2億400万トンに増加し、これに占める養殖生産量の割合は現在の46%からさらに増加すると見込まれています。その伸び率は、過去10年間と比べると約半分となり、魚介類の1人当たり年間消費量は、2030年までに21.5kgに達すると予測されています。

報告書のベンチマーク分析によると、漁業資源の約34.2%が生物学的に持続不可能な水準で漁獲されています。この全体値は高すぎますが、世界的に改善は見られていません。一方、水揚げされた総漁獲量の78.7%が生物学的に持続可能な漁業資源に属していることは歓迎すべきことです。

さらに、水産重要種の多くについて、その持続可能性の傾向が改善しています。すべての種類のマグロの漁獲量が最高値に達し、2018年には約790万トンとなりました。これらの資源の3分の2は現在、生物学的に持続可能な水準で漁獲されており、この数値がわずか2年間で10パーセントポイントの急増を見せたことは、高価値の商品と一部の漁船による過剰漁獲によって特徴づけられる漁業セクターにおいて徹底した漁業管理が行われていることを示しています。

本報告は新型コロナウイルス感染拡大前の情報に基づいていますが、本書の補遺によると、緊急事態による制限と労働力不足により、世界の漁業活動が約6.5%減少した可能性があります。国際輸送の混乱が、特に輸出向けの養殖生産に影響を与え、一方で観光の減少やレストランの閉鎖は多種の魚介類の流通経路に多大な影響をもたらしました。長期保存できる冷凍、缶詰、マリネ、燻製の魚介類については、小売販売は安定あるいは増加しています。地中海と黒海の一部では、水揚げした魚を販売できないことに加え、多くは価格下落の影響も受けて、小規模漁業者の90%以上が漁業活動を停止せざるを得ませんでした。

投入市場や移民労働問題、混雑する生鮮市場に関連するリスクのすべてが、漁業の生産と消費に影響を及ぼし、契約関係やコールドチェーンが確立していないインフォーマルなサプライチェーンへの負荷はより大きくなります。FAOは最も脆弱なグループや地域を最優先とし、漁業セクターのサプライチェーンと生計の支援、再開、強化に主眼を置いて活動を行っています。

<参考ウェブサイト>

漁業管理のより広い適応を 最新の「世界漁業・養殖業白書」(FAO駐日連絡事務所、6/8)
<http://www.fao.org/japan/news/detail/en/c/1280388/>

(文責:森 麻衣子/編集協力:FAO駐日連絡事務所)

「SOFIA 2020」の主な数値

- 2018年の世界の魚介類総生産量(漁獲・養殖):1億7900万トン
—海面漁業漁獲量:8,440万トン
—内水面漁業漁獲量:1,200万トン(過去最高値)
—養殖生産量:8,210万トン(過去最高値)
- 見掛けの魚介類消費量:1億5,600万トン
- 2018年の魚介類の総生産者価格の総額:4,010億ドル
—養殖業によるもの:2,500億ドル
- 漁業・養殖業の一次生産部門に従事する人口:5,950万人、そのうち14%が女性
- 最も多くの漁業・養殖業従事者を擁する地域:アジア(全体の85%)